

特別会計の主な質疑

○国民健康保険特別会計
○介護保険特別会計
○浄化槽設置管理事業特別会計
○水道事業会計

健全化判断比率・資金不足比率の審査・報告

ときがわ町決算に基づく健全化判断比率及び浄化槽設置管理事業特別会計・水道事業会計決算に基づく資金不足比率が、監査委員の意見を付けて報告された。

審査の方法
令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係担当課長から説明を求め審査した。

審査の結果
下表のとおり、一般会計等における健全化判断比率、公営企業等における資金不足比率が報告された。



健全化判断比率

Table with 3 columns: 健全化判断比率, 令和3年度, 早期健全化基準. Rows include 実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債費比率, 将来負担比率.

※「-」…赤字額がないため

資金不足比率

Table with 3 columns: 会計の名称, 資金不足比率, 経営健全化基準. Rows include 浄化槽設置管理事業特別会計, 水道事業会計.

※「-」…資金不足が生じていないため

全戸にチラシを配布している。



町の高度処理型浄化槽施工状況

○関口茂八渠事業特別会計
○水道事業会計
○職員給与

監査報告

令和3年度一般会計、5特別会計の歳入歳出及び水道事業会計の決算について監査を行った。
審査の方法
各決算の事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠し、かつ、議決予算科目等に従って調製されているか、その計数は正確であるか、関係諸帳簿、証書類と照合しているかなど、例月出納検査、定期監査の結果を参考にするとともに、関係職員からの説明を求め審査した。
審査の結果
審査に付された各会計の歳入歳出決算、歳入歳出決算事項別明細書、その他の書類は関係法令の諸規定に準拠して作成されており、その内容についても予算額及び収入支出済額については検算し、関係諸帳簿、証書類等照合した結果、計数処理及び予算執行について適正であると認められた。

条例の制定・一部改正

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方公共団体の財政状況を統一する指標を明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために定められた。
①実質赤字比率
②連結実質赤字比率
③実質公債費比率
④将来負担比率

また、公営企業を経営する地方公共団体は、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。
これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

議案第40号
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、製造業等の用に供する設備を取得した場合における固定資産税について、税条例の特例に関する条例を制定する。
議案第41号
職員の育児休業等に関する条例の一部改正
令和3年8月10日付で人事院からなされた公務員人事管理についての報告及び同年9月9日付で埼玉県人事委員会からなされた人事管理に関する報告を踏まえ